

令和6年度 榑（なぎ）団地 分譲宅地募集要項

1. 申込資格

住宅（専用住宅又は併用住宅）を建築するために宅地を必要とする方。

2. 譲渡の条件

- (1) 土地の引渡しの日から5年間は、第8項（土地の名義変更）に定める場合以外は、転売、貸与、分割等権利移転、処分はできません。
- (2) 汚水（生活雑排水、し尿）処理は、農業集落排水施設による処理となるため、事業費負担金及び使用料をお支払いいただきます。
また、集落排水処理施設組合に加入していただきます。（年会費は現在徴収していません。）
- (3) 水道は、田辺市上水道による給水となるため、事業費負担金及び使用料をお支払いいただきます。

3. 申込受付

- (1) 受付期間
令和6年4月1日（月）～令和6年12月28日（土）（土・日・祝日を除く。）
令和7年1月4日（土）～令和7年3月31日（月）（ " ）
- (2) 受付場所
田辺市農業振興課（田辺市東山一丁目5番1号 田辺市役所4階）
- (3) 受付時間
午前8時30分～午後5時15分
- (4) 必要書類
① 分譲宅地購入申込書（別紙）1通
② 住民票の謄本（世帯全員記載のもの）1通
- (5) 申込方法
受付期間中、必要書類をご持参いただくか、郵送してください。
ただし郵送の場合は、書類送達後の受付日を申込日とさせていただきます。

4. 契約者（購入者）の決定

申込みの先着順にて契約者を決定いたします。

既に申込みの受付がされている区画を申込みされる場合は、補欠者といたします。

契約者は、第5項に規定する期間内に契約を行わなかった場合には、その資格を無効とし、補欠者を契約者とします。

5. 契約及び支払

契約者は、申込日から10日以内（契約期限日が土・日・祝日の場合は翌平日）に土地売買契約を締結していただき、契約時に契約保証金として土地代金の10%相当額（千円未満切捨て）をお支払いいただきます。（土地代金の一括支払いも可能です。）

土地代金（契約保証金を土地代金に充当する場合は差引残額）と、長野農業集落排水事業費負担金、水道事業費負担金は、契約の日後60日以内にお支払いいただきます。

なお、支払期限までに土地代金等の納入がなされない場合には、契約保証金を返還せず、当該契約を無効とさせていただきます。

6. 諸経費等

契約に要する収入印紙代、所有権移転登記に要する登録免許税については、契約者（購入者）の負担となります。

7. 所有権移転登記及び土地等の引渡し

土地代金等の完納後 30 日以内に所有権移転登記の手続を田辺市が行い、登記完了後に日時を定めて職員の立会いの上、現地において、土地及び登記済証書の引渡しを行います。

8. 土地の名義変更

土地の引渡しの日から 5 年以内は、土地の名義変更は原則としてできませんが、やむを得ず名義変更の必要が生じた場合は、2 親等以内の方に限り認めます。

9. その他

契約については、「田辺市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」を適用します。

問い合わせ先

〒646-8545

田辺市東山一丁目 5 番 1 号

田辺市役所 4 階 農業振興課

TEL 0739-26-9930